

株式会社しおさい電力

電気供給約款

別紙 I (料金表)

令和 5 年 6 月 1 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。本別紙の適用日は令和 5 年 6 月 1 日とします。

料金プラン：はちみつプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー配電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金 (税込)
10 アンペア	1 契約	295 円 24 銭
15 アンペア	1 契約	442 円 86 銭
20 アンペア	1 契約	590 円 48 銭
30 アンペア	1 契約	885 円 72 銭
40 アンペア	1 契約	1,180 円 96 銭
50 アンペア	1 契約	1,476 円 20 銭
60 アンペア	1 契約	1,771 円 44 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	(イ) 料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	29 円 99 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	36 円 59 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	40 円 19 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	321 円 42 銭
---------	------------

料金プラン：はちみつセットプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電

流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金（税込）
10 アンペア	1 契約	295 円 24 銭
15 アンペア	1 契約	442 円 86 銭
20 アンペア	1 契約	590 円 48 銭
30 アンペア	1 契約	885 円 72 銭
40 アンペア	1 契約	1,180 円 96 銭
50 アンペア	1 契約	1,476 円 20 銭
60 アンペア	1 契約	1,771 円 44 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は、その 1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	29 円 99 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	36 円 59 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	40 円 19 銭

（ハ） 最低月額料金

（イ） および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー

発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	321 円 42 銭
---------	------------

ホ 割引

(イ) 適用条件

「八日市場瓦斯株式会社」でガスをご契約されている場合、本プランの割引を適用します。(季節利用を除く)

(ロ) 割引額

「八日市場瓦斯株式会社」の毎月のガス基本料金より 330 円(税込)割引致します。

(ハ) 割引適用月

ガス及び電気両方の請求がある月に割引を適用いたします。

(ニ) 割引適用終了

以下のいずれかに該当する場合、当該事実が確認された前月利用分をもって割引の適用を終了します。

- ・ 八日市場瓦斯を解約した場合
- ・ 対象料金プラン以外のお申込みをした場合
- ・ 毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただけていないことが確認された場合
- ・ しおさい電力の契約を解約した場合

料金プラン：しおさいプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- ・ 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。
- なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kVA	295 円 24 銭

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	29 円 99 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	36 円 59 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	40 円 19 銭

料金プラン：しおさいセットプラン

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- ・ 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定

された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kVA	295 円 24 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	29 円 99 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	36 円 59 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	40 円 19 銭

へ 割引

(イ) 適用条件

「八日市場瓦斯株式会社」でガスをご契約されている場合、本プランの割引を適用します。（季節利用を除く）

(ロ) 割引額

「八日市場瓦斯株式会社」の毎月のガス基本料金より 330 円（税込）円割引致します。

(ハ) 割引適用月

ガス及び電気両方の請求がある月に割引を適用いたします。

(ニ) 割引適用終了

以下のいずれかに該当する場合、当該事実が確認された前月利用分をもって割引の適用を終了します。

- ・ 八日市場瓦斯を解約した場合
- ・ 対象料金プラン以外のお申込みをした場合
- ・ 毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただけていないことが確認された場合

- ・ しおさい電力の契約を解約した場合

料金プラン：動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 配給電気方式、配給電圧および周波数

配給電気方式、配給電圧および周波数は一般送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

・ 契約容量は、一般送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。
なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 季節区分

(イ) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(ロ) その他季

毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kwA	1,081 円 54 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合

には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	単位	料金（税込）
夏季	1kWh	27 円 49 銭
その他季	1kWh	25 円 92 銭